⑯　特定目的信託の基本的仕組み

当該届出に係る内国資産信託流動化受益証券を組成する仕組みの概要（原保有者（特定信託財産を構成する資産を直接又は間接に受託者に譲渡した者（保有する資産を証書等に化体させること等により、実質的に当該保有資産を受託者に譲渡した者を含む。）をいう。）、当該内国資産信託流動化受益証券に係る信託の原委託者及び受託者、特定信託財産の管理を行う会社、特定信託財産の回収等の管理会社及び当該内国資産信託流動化受益証券に信用補完等を行っている会社等との関係並びにその間の資金の流れ等）及び当該内国資産信託流動化受益証券の償還の仕組みの概要について、図表による表示等を用いて明瞭に記載すること。

⑰　特定信託財産の管理及び処分に関する事項

ａ　当該届出に係る内国資産信託流動化受益証券の特定信託財産を構成する資産が債権である場合には、当該債権の残高別、支払状況（延滞の有無及び延滞の期間）別及び当該債権等の発生からの期間別に、有価証券届出書提出日の直近日における債務者数及びその総債務者数に対する割合並びに特定信託財産を構成する債権の残高及びその総資産額に対する割合を記載すること。

ｂ　当該届出に係る内国資産信託流動化受益証券の特定信託財産を構成する資産が不動産であり、当該不動産に関して賃貸借契約が締結されている場合には、当該不動産に係る賃料の支払状況（延滞の有無及び延滞の期間）を総テナント数及び総賃料収入に対する割合として記載すること。

ｃ　当該届出に係る内国資産信託流動化受益証券の特定信託財産を構成する資産がその他の財産権である場合には、上記ａ及びｂに準じて、その管理の概況が把握できる内容を具体的に記載すること。

⑱　受益権

社債的受益権（資産流動化法第230条第１項第２号に規定する社債的受益権をいう。以下⑱において同じ。）を定める場合には、一の社債的受益権ごとの資産の流動化に関する法律施行令（平成12年政令第479号）第52条第２項第１号に規定する配当額の積算根拠及び同項第３号の元本の償還に充てる資金の調達方法を記載すること。

⑲　損失及び延滞の状況

ａ　有価証券届出書提出日前５年以内に終了した計算期間（第23条に定める期間をいう。以下この様式において同じ。）について、各計算期間ごとに特定信託財産を構成する債権に係る純損失の金額（元本及び利息等の償却額）及び延滞となっている債務の金額並びにこれらの総資産額に対する割合の推移を記載すること。

ｂ　特定信託財産を構成する資産のうち担保付債権の担保権が実行されている場合には、各計算期間における当該担保権の実行に係る回収額の実績を注記すること。

ｃ　有価証券届出書提出日が特定信託財産譲受日後１計算期間が経過する日前である場合には、信託財産を構成することとなった原委託者の財産たる資産の損失及び延滞の状況について、当該者の事業年度ごとに金額又は件数等参考となるべき事項を記載すること。

⑳　収益状況の推移

有価証券届出書提出日前５年以内に終了した計算期間について、各計算期間ごとに次の事項を記載すること。

ａ　特定信託財産を構成する資産が債権である場合には、当該債権から発生する利息、手数料等の収益の額及び当該債権に係る費用の額、当該債権に係る元本金額の当該各期間における期末残高並びに当該期末残高に占める当該収益の額及び当該費用の額の比率

ｂ　特定信託財産を構成する資産が不動産である場合には、全賃料収入及び費用並びに主要な不動産の物件ごとの総賃料収入及び当該物件に係る費用並びに当該総賃料収入の全賃料収入に占める比率

ｃ　特定信託財産を構成する資産がその他の財産権である場合には、上記ａ及びｂに準じて、その収益状況が把握できる内容を具体的に記載すること。

㉑　投資リスク

ａ　投資に関するリスクの特性について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。また、投資リスクに関する投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事項を一括して分かりやすく記載すること。

ｂ　投資リスクに対する管理体制について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

㉒　特定信託財産の経理状況

ａ　財務諸表又は中間財務諸表（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（㉓及び㉔ａにおいて「中間財務諸表等規則」という。）第１条第１項に規定する中間財務諸表をいう。以下この様式において同じ。）について、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第３条第１項に規定する監査報告書又は中間監査報告書をいう。（28－２）ｂにおいて同じ。）を該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。

ｂ　以下の「記載上の注意」によりがたいやむを得ない事情がありこれらに準ずる方法により記載する場合には、その旨、その理由及びその内容を記載すること。

ｃ　最近２計算期間において決算期及び科目等を変更している場合には、その旨、その理由及びその内容を記載すること。

㉓　貸借対照表

最近計算期間に係る貸借対照表について記載すること。ただし、１年を１計算期間とする特定信託財産について、最近計算期間の次の計算期間開始の日から起算して９月を経過する日以後に有価証券届出書を提出する場合には、当該計算期間に係る中間貸借対照表（計算期間開始の日から起算して６月を経過する日（㉔ａにおいて「中間貸借対照表日」という。）現在の貸借対照表をいい、中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報を除く。㉔ａにおいて同じ。）も記載すること。

㉔　損益計算書

ａ　最近計算期間に係る損益計算書について記載すること。ただし、中間貸借対照表を記載した場合には、当該中間貸借対照表に係る計算期間の中間損益計算書（当該期間開始の日から当該計算期間に係る中間貸借対照表日までの期間に係る損益計算書をいい、中間財務諸表等規則第３条の２に規定する比較情報を除く。）も記載すること。

ｂ　記載金額中、損失金額を表示する場合は、△印を付記すること。

㉕　附属明細表

最近計算期間の附属明細表を示すこと。

㉖　証券事務の概要

当該届出に係る内国資産信託流動化受益証券に関し、次の事項を記載すること。

ａ　名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料

ｂ　証券所有者に対する特典

ｃ　内国資産信託流動化受益証券に譲渡制限が付されている場合には、その内容

ｄ　その他内国資産信託流動化受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項

㉗　その他

当該募集又は売出しに係る目論見書に写真、図面その他特に記載しようとする事項がある場合には、その旨及び目論見書への記載箇所を記載すること。

㉘　受託者の概況

ａ　有価証券届出書提出日の直近日現在の受託者の資本金の額並びに受託者が発行する株式の総数及び発行済株式総数を記載すること。

なお、最近５年間における資本金の額の増減についても併せて記載すること。

ｂ　受託者の機構について記載すること。